（案）

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団標準物品売買契約書

1 物品の名称　　楽屋丸椅子

2 納 品 場 所　　彩の国さいたま芸術劇場

3 納 入 期 限　　令和 9 年 3 月 31 日

4 契 約 金 額　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額　　円

5 契約保証金　　契約金額の 100 分の 10 以上とする。

※公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団物品調達等一般競争入札執行要領第 26 条に該当する場合は免除

6 その他特定条件　　無し

上記物品売買について、発注者公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団と、受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年　　月　　日

発注者　　住 所　埼玉県さいたま市中央区上峰3丁目15番1号

氏 名　公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

理事長　林　直 樹　　印

受注者　　住 所

氏 名

印

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団標準物品売買契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない

２　受注者は、契約書記載の物品を納入期限までに発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。

３　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

６　この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（監督又は中間検査）

第２条　発注者は、必要があるときは、あらかじめ受注者と期日及び場所について協議の上、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督し、又は中間検査をすることができる。

（条件変更等）

第３条　受注者は、物品納入に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 仕様書の表示が明確でないこと。

(4) 仕様書で明示されていない納入条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し仕様書を 発注者が行う。
　訂正する必要があるもの

(2) 第１項第４号に該当し仕様書を変更する場合で 発注者が行う。
　物品の変更を伴うもの

(3) 第１項第４号に該当し仕様書を変更する場合で 発注者と受注者が協議して 発注者が行う。
　物品の変更を伴わないもの

５　前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは納入期限若しくは売買代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（納入及びその届出等）

第４条　受注者は、物品を納入するときは、特に発注者が指定した場合を除き、一括して納入しなければならない。

２　受注者は、据え付け又は調整を要する物品については、納入の際に据え付け又は調整を完了するものとし、当該完了の日に当該物品の納入があったものとする。

３　受注者は、法令により使用について行政庁の検査、検定、許可、届出等を要する物品については、その納入に際し、発注者が行うべき当該行政庁への申請その他所要の手続きについて、発注者に協力

するものとする。
４　受注者は、物品を納入したときは、速やかに書面によりその旨を発注者に届け出なければならない。
（検　査）
第５条　発注者は、前条第４項の規定による届出を受けた日から10日以内に履行の確認の検査を行うものとする。
２　受注者は、発注者から請求があったときは、前項の検査に立ち会わなければならない。
３　第１項の検査に直接必要な費用及び同項の検査によって物品が変質、変形、消耗又は毀損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。
（取替え又は手直し）
第６条　受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第１項の検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正な物品と取替え、又は当該物品を手直しの上、発注者に納入しなければならない。
２　前項の規定により取替え又は手直しをした物品については、前２条の規定を準用する。
（所有権の移転及び引渡し）
第７条　物品の所有権は、当該物品の全部が第５条第１項の検査に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、同時に、その物品は発注者に対して引き渡されたものとする。
２　前項の所有権に関し発注者から別段の申し出があった場合においては、物品の所有権は発注者が指定する発注者以外の第三者に移転するものとし、その他の権利及び義務については発注者が有するものとする。
３　前項により所有権が発注者以外の第三者となる場合であっては、第９条本文及び第10条第１項前段中の「発注者」を「所有権を有する発注者以外の第三者」と読み替えるものとする。
（代金の支払い）
第８条　受注者は、納入した物品の全部が第５条第１項の検査に合格した後に発注者に代金請求書を提出するものとし、発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。
（危険負担）
第９条　物品の所有権が発注者に移転する前に当該物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によって生じた損害は、発注者の負担とする。
（担保責任）
第10条　受注者は、物品の所有権が発注者に移転した日から１年間、当該物品の品質不良、変質、数量の不足その他隠れた瑕疵について責めに任ずるものとし、発注者は、無償による補修、取替え又は補足を請求することができる。
２　発注者は、前項に規定する瑕疵の存在によってこの契約の目的を達成することができない場合は、この契約を解除することができる。
３　発注者は、前２項の規定による権利を行使した場合において、なお損害があるときは、受注者に対し、その賠償を請求することができる。
（納入期限の延長）
第11条　受注者は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができない場合は、その事由が発生した後速やかにその理由、納入の予定日等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なければならない。
２　発注者は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、正当であると認めたときは、納入期限を　延長することができる。
（違約金）
第12条　受注者は、物品の納入が納入期限後になったときは、納入期限の翌日から物品を納入した日までの日数に応じ、契約金額に年３．０パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。
２　受注者は、第６条の規定による物品の取替え又は手直しをした場合において、当該取替え又は手直しをした物品の納入が納入期限後になったときは、当該取替え又は手直しを要した物品の納入の日（その日が納入期限以前であるときは、当該納入期限）の翌日から当該取替え又は手直し後の物品の納入の日までの日数に応じ、当該取替え又は手直しを要した物品の金額に年３．０パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。
３　前項の規定による違約金の額の算定については、物品（第６条の規定による取替え又は手直しをし

た物品を含む。）の納入の日の翌日から第５条第１項の検査の完了までの日数は、算入しないものとする。

４　第１項及び第２項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

５　発注者の責めに帰すべき理由により、第８条の規定による契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年３．０パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約の変更）

第13条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（発注者の契約解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 納入期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなく発注者の行う第３条の中間検査若しくは第５条第１項の検査に協力しないとき、又は当該検査を妨げたとき。

(4) 成年被後見人となったとき、並びに被補助人、被保佐人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないとき。

(5) 前各号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 発注者に対しこの契約の解除を申し入れたとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　受注者は、前項の規定により、この契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が受注者からの申入れに基づくときは、発注者が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対して年３．０パーセントを乗じて得た額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が１００円に満たない場合及び当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでない。

（受注者の損害賠償義務）

第15条　前条第１項の規定によりこの契約が解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金は発注者に帰属するものとし、契約保証金が免除されているときは、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が受注者の責めに帰することができないものであると発注者が認めたときは、この限りでな

い。
２　前項の場合において、発注者に生じた損害の額が、当該契約保証金又は当該違約金及び前条第２項の違約金の額を超えるときは、その超える額を発注者の請求に基づき速やかに発注者に納付しなければならない。
（談合等の不正行為に係る損害賠償）
第16条　この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、発注者の請求に基づき契約金額の10分の２に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。
(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項又は第８条の３の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
(2) 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
(4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の独占禁止法第89条第１項に規定する刑が確定したとき。
(5) この契約に関し、受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の３に規定する刑が確定したとき。
２　受注者は、発注者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、発注者の請求に基づき発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
３　受注者は、前２項の賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年３．０パーセントを乗じて得た額の遅延利息を発注者に納付しなければならない。
（権利義務譲渡等の禁止）
第17条　受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
（暴力団員等からの不当な要求の報告）
第18条　受注者は、受注者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、発注者への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。
２　受注者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。
（事業者調査への協力）
第19条　発注者が、この契約に係る発注者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、発注者は受注者に対し、受注者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（発注者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（疑義等の決定）

第20条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、発注者、受注者協議の上定めるものとする。